

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株本建設工業株式会社
 (法人番号8140001056598)
 業者の住所：兵庫県美方郡新温泉町芦屋 3 3 8 - 1

- 2 指名停止措置期間：令和 2 年 5 月 1 5 日から
 令和 2 年 7 月 1 4 日まで

- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
 (近畿 2 府 4 県、北陸 3 県、東海 3 県)

- 4 事実概要：株本建設工業株式会社の取締役は、兵庫県新温泉町発注の浄水場整備工事の入札に関し、同町職員から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに入札し、落札したとして、令和 2 年 3 月 1 9 日、公契約関係競売等妨害容疑で兵庫県警に逮捕された。

- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 8 号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第 2 第 8 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。 ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2 月以上 1 2 月以内 1 月以上 1 2 月以内